

# 令和元年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
延 会 午後 3時00分

## ○招 集 年 月 日

令和元年12月12日（木曜日）

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹

## ○開 会

令和元年12月12日（木曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	12番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	17番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	近 藤 徹 哉
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	吉 田 浩 一
〃	8番	茅 根 英 昭
〃	9番	彫 谷 吉 英
〃	10番	寺 田 進
〃	11番	白 川 栄 美 子
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	山 本 正 行
〃	18番	岸 本 好 且

社会教育課長 奈良 論  
選挙管理委員会事務局長 中島 豊  
(併) 監査委員事務局長

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純  
書 記 細川 雄哉  
書 記 小林 宥斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
議長の諸般報告  
行政報告
- 第 3 令和元年余市町議会第3回定例会付託 認定第 1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定について (平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第 4 令和元年余市町議会第4回臨時会付託 認定第 1号 平成30年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (以上5件、平成30年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告)

- 第 9 議案第 1号 令和元年度余市町一般会計補正予算 (第6号)
- 第 10 議案第 2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第 11 議案第 3号 令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算 (第1号)
- 第 12 議案第 4号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第 13 議案第 6号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 7号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案
- 第 15 議案第 9号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 16 議案第 10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 17 議案第 11号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 一般質問

---

開 会 午前10時00分

○議長 (中井寿夫君) ただいまから令和元年余市町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案11件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに行政報告です。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号11番、白川議員、議席番号13番、安久議員、議席番号14番、大物議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○4番（藤野博三君） 令和元年余市町議会第4回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案11件、一般質問は13名によります16件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より12月17日までの6日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和元年余市町議会第3回定例会付託にかかわる日程第3、認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和元年余市町議会第4回臨時会付託にかかわる日程第4、認定第1号 平成30年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、平成30年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第6号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第4号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第6号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第7号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第9号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する

る条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第11号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、一般質問は、13名による16件です。

日程第19、議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきましては、所管の総務文教常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることをつけ加え、付託することに決しました。

日程第20、議案第8号 余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から17日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から17日までの6日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願

います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月12日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国會議員に要請しておりますので、ご報告いたします。

次に、去る11月13日、東京NHKホールにおいて全国町村議会議長会創立70周年記念式典、あわせて第63回町村議会議長全国大会並びに第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、山東参議院議長、高市総務大臣、北村まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階自由民主党幹事長、荒木全国町村会長、他に各地方選出国會議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等を採択されましたことをご報告申し上げます。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、町長から申し出のありました行政報告について発言を許します。

**○町長（齊藤啓輔君）** 下水道広域化推進総合事業について行政報告申し上げます。

北後志5カ町村のし尿及び浄化槽汚泥の処理に

つきましては、現在北後志衛生施設組合の北後志衛生センターにおいて広域的に処理が行われているところでもあります。当センターは昭和45年の供用開始から49年が経過し、施設の老朽化が進んでおりますことから、この間北後志5カ町村で今後のし尿及び浄化槽汚泥の処理のあり方について協議、検討が重ねられてきたところでもあります。本年3月1日付で、北後志衛生施設組合から本町に対しまして余市下水処理場において処理を行う下水道広域化推進総合事業により対応願いたい旨の要請書が提出されたところでございます。本町といたしましては、能力的に北後志5カ町村のし尿等を本町の下水処理場で受け入れることは可能であり、効率性、経済性が高い下水道広域化推進総合事業を導入することが最良であるとの判断に至り、さらには地域住民との説明会を開催し、一定程度の理解を得られたことから、北後志衛生施設組合の要請について同意したいと考えておりますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、下水道広域化推進総合事業についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和元年第3回定例会において付託にかかわる日程第3、認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○18番（岸本好且君） ただいま上程されました令和元年度余市町議会第3回定例会において平成30年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託にかかわる認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和元年9月20日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私岸本が、副委員長に安久委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和元年11月15日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 平成30年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、令和元年第4回臨時会において付託にかかわる日程第4、認定第1号 平成30年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、平成30年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） ただいま上程されました令和元年度余市町議会第4回臨時会において、平成30年度余市町各会計決算特別委員会設置付託にかかわる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和元年11月5日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私庄が、副委員長に野呂委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 平成30年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決し

ました。

次に、認定第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成30年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、

委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第6号)について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等による人件費の整理と支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、さらに私立保育園等の入園児童の増加等に伴う教育・保育給付費負担金の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の増額補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、老人福祉施設入所者数の増加に伴う老人福祉施設入所者措置扶助費の増

額、介護保険特別会計繰出金の増額補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、北後志の救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を行ったものでございます。

土木費におきましては、公共下水道特別会計繰出金の減額補正計上を行ったものでございます。

消費費におきましては、北後志消防組合負担金の減額補正計上を行ったものでございます。

教育費におきましては、黒川小学校における污水管、雨水管布設替工事の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額 2 億 4,799 万 6,000 円を既定予算に追加した予算総額は 97 億 6,422 万円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 6 号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○財政課長（高橋伸明君）** 議案第 1 号 令和元年度余市町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,799 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97 億 6,422 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 12 月 12 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5 ページをお開き願います。歳出のうち各款、各目に計上の 2 節給料から 4 節共済費までにつきましては、人事院勧告並びに職員の人事異動に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額 53 万円につきましては、人件費の整理でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 2,633 万 8,000 円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。4 目財産管理費、補正額 3,195 万 2,000 円、25 節積立金 3,195 万 2,000 円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金 33 万 2,000 円、公共施設建設整備基金積立金 100 万円、余市町ふるさと応援寄附基金積立金 3,061 万 5,000 円、図書整備基金積立金 5,000 円の計上でございます。

5 目企画費、補正額 1,590 万円につきましては、ふるさと納税に係る経費として 12 節役務費 130 万円、13 節委託料 1,380 万円、14 節使用料及び賃借料 80 万円の追加計上でございます。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額 1,114 万 5,000 円の減につきましては、人件費の整理でございます。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 590 万 9,000 円の減につきましては、人件費の整理でございます。

2 款総務費、4 項選挙費、1 目選挙管理委員会



費、補正額3万円につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費、補正額119万7,000円につきましては、人件費の整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額3,479万7,000円につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。6目心身障害者対策費、補正額1億1,700万6,000円、20節扶助費1億1,700万円につきましては、利用件数の増による更生医療給付助成費2,600万円、障害福祉サービス費等給付費7,550万円、障害児給付費1,550万円の追加計上でございます。23節償還金利子及び割引料6,000円につきましては、平成30年度特別児童扶養手当事務取扱交付金返還金の計上でございます。

9目老人福祉費、補正額865万4,000円、20節扶助費865万4,000円につきましては、措置人員の増加による老人福祉施設入所措置扶助費の増額計上でございます。

10目介護保険費、補正額100万円、28節繰出金100万円につきましては、介護保険特別会計繰出金の計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額4,958万6,000円、19節負担金補助及び交付金4,799万3,000円につきましては、単価改定に伴う教育・保育給付費負担金4,765万3,000円、入所者の増による保育所広域入所市町村負担金34万円の追加計上でございます。23節償還金利子及び割引料159万3,000円につきましては、平成30年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金100万9,000円と同じく、道負担金返還金48万5,000円、平成30年度児童手当国庫負担金返還金9万9,000円の補正計上でございます。

3目町立保育所費、補正額1,250万9,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額536万5,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。19節負担金補助及び交付金1,754万9,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額1,222万3,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額3万円につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額27万3,000円につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額57万4,000円の減につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額11万2,000円につきましては、人件費の整理でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額245万4,000円につきましては、人件費の整理でございます。

2目商工振興費、補正額141万7,000円、19節負担金補助及び交付金141万7,000円につきましては、中小企業振興事業補助金の計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額1,598万5,000円につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

次のページをお開き願います。2目冬期除雪対策費、補正額605万1,000円、2節給料から7節賃金までにつきましては、人件費の整理と除雪に係る超過勤務手当、賃金の追加計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、4目公共下水道

費、補正額467万8,000円の減、28節繰出金467万8,000円の減につきましては、公共下水道特別会計繰出金の減額補正でございます。

9款消防費、1項消防費、1目日常備消防費、補正額85万2,000円の減、19節負担金補助及び交付金85万2,000円の減につきましては、人件費の整理に伴う北後志消防組合負担金の減額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額328万6,000円につきましては、人件費の整理でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額170万5,000円につきましては、人件費の整理でございます。

3目学校改修整備費、補正額796万4,000円、15節工事請負費796万4,000円につきましては、老朽化に伴う黒川小学校污水管、雨水管布設替工事の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額45万1,000円につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額1,647万9,000円、1節報酬47万5,000円の減と7節賃金47万5,000円につきましては、支出科目の組みかえでございます。2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。

2、歳入、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、補正額395万8,000円、2節老人福祉施設負担金、補正額395万8,000円につきましては、老人福祉施設措置徴収金の計上でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額7,425万6,000円、2節児童福祉費国庫負担金1,575万6,000円につきましては、歳出における教育・保育給付費負担金の増に伴う

国庫負担金の計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金5,850万円につきましては、歳出における更生医療給付助成費、障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費の増加に伴う国庫負担金の計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、補正額1,130万円の減、1節道路橋りょう費国庫補助金1,130万円の減につきましては、橋りょう長寿命化補修事業補助金1,050万円、道路ストック補修事業補助金80万円の減額計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額4,108万2,000円、2節児童福祉費道負担金1,183万2,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金2,925万円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3,161万5,000円、1節総務費寄附金3,161万5,000円につきましては、1,303件の余市町ふるさと応援寄附金3,061万4,802円と公共施設建設整備基金寄附金といたしまして山本観光果樹園様からの100万円でございます。

4目民生費寄附金、補正額33万2,000円、1節民生費寄附金33万2,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして金子喜代子様から10万円、認定NPO法人ふまねっと余市支部りんごっこ様から1万円、吉田克英様から10万円、余市菊花同好会様から2万1,378円、大橋玲子様からの10万円でございます。

5目教育費寄附金、補正額5,000円、1節教育費寄附金5,000円につきましては、匿名を希望される方より図書館図書購入寄附金5,000円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、5項教育施設建設整備基金繰入金、

1目教育施設建設整備基金繰入金、補正額796万4,000円、1節教育施設建設整備基金繰入金796万4,000円につきましては、黒川小学校污水管、雨水管布設替に伴う繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1,590万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1,590万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,288万4,000円、1節繰越金7,288万4,000円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

22款町債、1項町債、2目土木債、補正額80万円、1節道路橋りょう債80万円につきましては、道路ストック整備事業債の増額計上でございます。

4目過疎対策事業債、補正額1,050万円、1節過疎対策事業債1,050万円につきましては、橋りょう補修整備事業債の増額計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、道路ストック整備事業債、補正前限度額430万円、補正後限度額510万円、橋りょう補修整備事業債、補正前限度額1,550万円、補正後限度額2,600万円。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 毎度質問していることなのですが、ふるさと納税絡みで幾つか伺い

たいのですが、まず1つ目は直近の段階での今年の受け入れ総額は結局幾らなのかということが1つ目。

そして、こちらさまざま諸経費かかりますので、全額自由に使えるわけではないと。とすると、必要経費を差し引いた後の総額は結局幾らなのかということが2つ目。

そして、3つ目としては、ことしの3月の予算委員会の段階でいろいろ諸経費がかかるのだけれども、結局1万円受けたらどのぐらい残るのだという質問をされた議員も何人かいらっしゃいましたけれども、おおむね37%前後が最後は手元に残るのだよという答弁をいただいておりますが、これは現状においてもさほど変わらない水準で推移していると解釈してよろしいのかをお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問にご答弁申し上げます。

ふるさと納税に対する質問ですが、1問目と2問目の受け入れ総額及び諸経費でございますけれども、受け入れ総額につきましては10月末で4,900万円程度の寄附が入っているところでございます。また、それに対する歳出ですが、入ったときからいろいろな歳出が、いろいろな手数料ですとか委託料ですと増えてきますので、その時点での諸経費というのはちょっと出せないということでご了解いただければと思います。

あと、3問目の実際に残る割合ですが、それはおおむね変わっていないというのが現状でございますので、ご理解お願いいたします。

○14番（大物 翔君） あくまで現行制度の中でのいう前提での話になるのですが、この間何の気なしにホームページ見ていたのです。そうしたら、各年度ごとの受け入れ総額についてはちゃんとホームページに載っているのです。その隣に、ではこういうことにお金を使います、もしくはこれから使いますということがちゃんと公表さ

れているのです。ただ、最初にも申し上げましたけれども、結局いただいたもの全部使えるわけではないわけではないですか。そうすると、基金の総残額とでも申しましょうか、結局皆さんからいただいたお金のうち自由に使えるものはこの年度ではこれだけあったのですよということも同時にお知らせしていく必要があるのではないかなと思ったのです。でない数字がひとり歩きして、誤解を招くと思うのです。30年度でいいますと九千数百万円でしたか、たしか9,400万円ぐらいだったと思いますけれども、受け入れとしては受け入れているのだけれども、では全部使えるかといったらもちろんそんなことはないわけなのです。だから、結局実態よりも大きな数字だけが目に映りやすくなるという状況は好ましくないと私は思うのですが、そういう部分の考え方というのも今後持っていくべきなのではないかなというふうに私は考えるのですが、その辺いかがでしょう。

**○企画政策課長（阿部弘亨君）** 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

今の質問は寄附金が入っている額なのですけれども、実際に例えば基金に入れる額だとか、そういった使える額が少ないというのがなかなか見えにくいというご質問だったと解釈しているのですけれども、確かにそういう部分はございますけれども、今公表しているのは内訳的なものを公表していますけれども、今後の公表の仕方についてはこれからちょっと研究させていただきたいと思っていますので、ご理解お願いいたします。

**○11番（白川栄美子君）** 9ページの余市協会の救急医療体制についてちょっと伺います。

今回内科医が1人常勤したということと同様に伺いますけれども、これで常勤したということによって夜の救急医療というのが変わってくるのかどうか、それから小児科医の現在の体制というのはどういうふうになっているのか、あわせて伺います。

**○子育て・健康推進課長（芹川かおり君）** 11番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

余市協会病院の救急医療体制維持の部分につきましては、近年の医師の都市集中等により常勤医師の確保ですとか看護師の確保が大変非常に難しい状況であるというふう聞いております。外科医の部分に関しましても現在救急の部分は応援医師により救急体制を整えているという部分でございますので、そういった部分で実際に内科医がふえることによっても夜の救急というものはまだまだ難しい点が残っているのかというふうに考えております。

また、次の質問でございます小児科診療の部分の体制の部分でございます。小児科の診療部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方において常勤医師等の確保が大変難しい状況というのは変わっていないというふうに伺っております。町といたしましても地域における医療の確保ということからも町内の小児科診療について引き続き余市医師会に対してもお願いをしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

**○11番（白川栄美子君）** 今まで余市で開業していた内科医の先生が今回協会病院に行かれたということで、常にいらっしゃることなのですけれども、その内科医の先生が救急でかかった場合に内科のほうは診てもらえるという状況ってあるのかどうか。

それと、救急ですね、夜間も全てそうなのですけれども、今まで外科の先生がいてということになっていたのですけれども、今回内科の先生が常勤しているということもありますので、その部分で内科にかかわることであればその先生に診てもらえるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、小児科の状況も今ちょっとわかりました。小児科は多分午前中はやっているけれども、

午後からの診療はやっていないということを聞いておまして、それについて最近の話なのですが、熱を出した子供が、学校から電話来て、お母さんが救急で小児科のほうにかかったら、先生が午後から診れないという話を言われたと。いつになるかわからないとか、それからもしかしたら診てもらえないかもしれないということ言われたというのです。子供というのはいつどこでどういう状況になるかわからないという、結構緊急でかかる子供たちもいらっしゃるということもあって、そのお母さんにとってはやっぱり不安だったということ言うのです。診てもらえないのだろうかという不安があったと。結果的には時間が来たときには診ていただいたのだけれども。でも、最初の看護師さんの対応が、どうなるかわかりませんと言われたことに対してやっぱりすごく不安になると。このまま小樽行ったほうがいいのかと、そういうことも考えた。そういうふうになるとちょっとやっぱり救急医療体制としてはどうなのかなということも含めて、小児科の先生が午後からの診療はなくてもいらっしゃるわけなので、そういう部分では看護師さんも含めて不安を与えないような状況つくっていかねばいけないのかなと思うので、そのところはしっかり余市町としても言ってみていただきたいなと思っておりますので、その部分もご答弁よろしくお願ひします。

**○子育て・健康推進課長（芹川かおり君）** 11番、白川議員の再度のご質問に答弁いたします。

まず、1点目の内科医の先生の部分でございます。夜の救急の部分に対しても対応できるのかというような部分かと思ひます。その部分に関しましては、夜の救急体制という部分は医師1名と看護師1名というような体制で行っているというふうには伺っております。ただ、余市協会病院の救急の体制という部分でございますので、こちらで把握していない部分もござひます。こちらに関し

ましては、また余市協会病院のほうに確認していく等の対応をしてまいりたいというふうを考えております。

次に、小児科医の部分でございます。小児科の診療につきましては、実際には今午前中のみの診療ということで、午後の部分に関しましては急患に限り症状のある方について診療しているというふうには伺っております。また、余市町全体の部分で小児科という部分で見ていきますと、そのほかの病院におきましても小児科外来を設置しているという病院もござひますので、そういった部分では担当課といたしましても小児科の部分で診ていただける医療機関ですとかということをお母さんの方々に周知していくなど、今後対応の部分改めて考えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**○2番（吉田 豊君）** 1点ちょっと確認したいのです。

黒川小学校の関係で、いわゆる基金から取り崩して財源を充てているというのだけれども、今確認したいのはこの工事とか、そういうものとか基金取り崩すとかというのはいいのですけれども、いわゆる取り崩した額、これから見積書とか札入れたりするわけだけれども、不用額が生じた場合、額にもよるのだけれども、不用額を生じた場合に財源が特財だから、もう一回基金に戻し入れするという考え方を持っているということなのか。不用額の額にもよるけれども。これ一般財源ではないから、不用額が生じたときにその不用額を財源に戻し入れするという考え方を持っているか持っていないかということをお伺ひしておきたいのです。

**○財政課長（高橋伸明君）** 2番、吉田議員からの基金の繰り入れに関するご質問にご答弁申し上げます。

今回の教育施設建設整備基金からの繰り入れにつきましては、今おっしゃられたとおり、これか

ら発注になりますので、金額が予算額以内におさまることになるかと思いますが、その場合の繰り入れの額でございますが、実際にはかかった経費とちよどの額を繰り入れをいたしまして、予算以内でおさまれば当然その差額の分についてはそのまま基金に残すという形をとる予定をしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○2番(吉田 豊君) では、考え方としてはかかった経費を基金から取り崩すという考え方でいいということですね、基本的に。答弁は要りません。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和元年度余市町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(羽生満広君) ただいま上程されました議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容は、歳出におきましては高額介護サービス費と第1号被保険者所得更正などに伴います保険料の還付金について増額補正を行うものでございます。

また、歳入につきましては、国、道支出金などを特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源を繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,508万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願ひます。3、歳出、2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額800万円、19節負担金補助及び交付金800万円につきましては、高額介護サービス

費の増加に伴う追加計上でございます。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、補正額20万円、23節償還金利子及び割引料20万円につきましては、第1号被保険者の所得更正などによる保険料の過年度支出金の増加に伴います追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、3ページをお開き願います。2、歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額160万円、1節現年度分160万円につきましては、歳出でご説明申し上げました高額介護サービス費の増加に伴う介護給付費負担金の追加計上でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額64万円、1節現年度分調整交付金64万円につきましては、国庫負担金と同様に高額介護サービス費の増加に伴います調整交付金の追加計上でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額216万円、1節現年度分216万円につきましては、国庫負担金と同様に高額介護サービス費の増加に伴います介護給付費負担金の追加計上でございます。

4ページをお開き願います。5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額100万円、1節現年度分100万円につきましては、国庫負担金と同様に高額介護サービス費の増加に伴います介護給付費負担金の追加計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額100万円、1節現年度分100万円につきましては、高額介護サービス費の増加に伴います一般会計からの繰入金の追加計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額180万円、1節繰越金180万円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を追加計上する

ものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第3号 令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（庄木淳一君） ただいま上程されました議案第3号 令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては人事院勧告に基づく給与改定等及び人事異動に伴う人件費の整理と下水道受益者負担金の前納報奨金の増額、公営企業会計基本計画策定委託料の補正計上、令和元年度分の消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額、管渠実施設計委託料の減額補正、事業計画変更委託料の補正計上、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上を行うものであります。また、公債費におきましては、下水道事業債の借り入れ利率の確定に伴う長期債償還利子の減額補正を行うものであります。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、公営企業会計基本計画策定委託料及び事業計画変更委託料については繰入金に、その他を繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案第3号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、平成31年度余市町公共下水道特別会計予算における元号の表示については、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,963万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総

務管理費、1目一般管理費、補正額497万9,000円、8節報償費2万8,000円につきましては、令和元年度賦課下水道受益者負担金に係る5年分一括納付額が見込みより増加したことによる受益者負担金前納報償金の増額補正であります。13節委託料269万5,000円につきましては、公営企業会計基本計画策定業務に係る委託料の補正計上でございます。27節公課費225万6,000円につきましては、令和元年度消費税及び地方消費税における中間納付額の確定見込みによる増額補正であります。

2目財産管理費、補正額1,377万2,000円、25節積立金1,377万2,000円につきましては、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。上段をごらん願います。2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額580万4,000円の減、2節給料14万7,000円、3節職員手当34万9,000円につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等及び人事異動等に伴う人件費の補正であります。13節委託料630万円の減につきましては、事業費の確定見込みによる減額補正及び事業計画変更に係る委託料の補正計上でございます。

3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額875万円の減、23節償還金利子及び割引料875万円の減につきましては、平成30年度借り入れの公共下水道事業債の借り入れ利率確定に伴う長期債償還利子の減額補正をいたしたものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をごらん願います。2、歳入、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額467万8,000円の減、1節一般会計繰入金467万8,000円の減につきましては、事業費の確定見込みによる減額補正と公営企業会計基本計画策定委託料及び事業計画変更委託料の財源を一般会計繰入金に求めるものであります。



6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額887万5,000円、1節繰越金887万5,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議案第4号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（中村利美君） ただいま上程されま

した議案第4号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回補正いたします内容につきましては、収益的支出、第1項営業費用につきましては本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により人件費の整理による減額補正、第2項営業外費用につきましては平成30年度に借入れを行いました企業債にかかわる元利償還金の確定により所要の減額措置を行うものであります。

また、資本的支出、第1項建設改良費につきましては人事院勧告に伴う給与改定等により人件費の増額補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和元年度余市町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億687万9,000円、補正予定額328万円の減、計7億359万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億424万2,000円、補正予定額210万円の減、計6億214万2,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億153万7,000円、補正予定額118万円の減、計1億35万7,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3億1,170万4,000円」を「3億1,191万4,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「5,686万6,000円」を「5,707万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額7億271万8,000円、補正予定額21万円、計7億292万8,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億8,248万3,000円、補正予定額21万円、計3億8,269万3,000円。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億2,059万9,000円」を「1億1,870万9,000円」に改める。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額328万円の減、1項営業費用、210万円の減、1目原水及び浄水費15万円につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の増額補正計上でございます。

2目配水及び給水費485万円の増及び3目総係費710万円の減につきましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等により人件費の整理によるものでございます。

2項営業外費用、118万円の減、1目支払利息118万円の減につきましては、平成30年度に借入れを行いました企業債にかかわる元利償還金の確定により支払利息の減額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、1款資本的支出、補正額21万円、1項建設改良費、補正額21万円、2目配水設備改良費21万円につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等による人件費の増額補正計上でございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第13、議案第6号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(増田豊実君) ただいま上程されました議案第6号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

去る令和元年第4回臨時会において11月5日付議決、公布されました職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の内容につきまして、未施行の部分に文言を整理する必要性が生じたことから、これを行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお願いします。職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年余市町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち余市町下水道条例（昭和63年余市町条例第16号）第8条の2第1項第4号の改正規定中「給水装置」を「排水設備等の新設等の」に、「適正に行う」を「適正に営む」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第7号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第7号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としており、令和元年8月7日の人事院勧告に基づきまして、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決成立したところであり、本町におきましてもこのたびの法律改正に準じ、余市町職員給与条例の一部改正を行うものでございます。

人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、国家公務員の月例給が民間給与を0.09%、金額にいたしまして387円下回っていることから、月例給の改定については初任給で民間との間に差があることを踏まえ、初任給を大卒者程度で1,500円、高卒者程度で2,000円引き上げ、また30歳代半ばまでの職員が在

職する号俸について所要の改定する内容で、平均改定率は0.1%となっております。

次に、住居手当でございますが、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これにより生ずる原資を用い、さらに民間の状況等を踏まえ、住居手当の上限を1,000円引き上げるものでございます。実施時期につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、改定に伴い手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を講ずることとなっております。

次に、期末、勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月とし、引き上げ分は勤勉手当に割り振ることとし、本年度につきましては12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すべく改正されたところでございます。

以上が令和元年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の概要でございますが、本町職員に対する給与改定につきましても国に準じ同様の措置を行うべく、余市町職員給与条例の一部改正についてご提案を申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分

の97.5」に改める。

この改正は勤勉手当の改正で、直近1年間の民間のボーナスの支給実績と公務の年間の支給月数を比較し、一般職の職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるもので、令和元年度分については12月期に配分するものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、平成31年4月1日に遡及適用となる給料引き上げの給料表でございます。初任給で1,500円から2,000円、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定となるものでございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3枚おめくりいただきたいと存じます。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に、「支払って」を「支払つて」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に、「を1万1,000円に」を「に1万1,000円を」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

この改正の第11条につきましては住居手当の改正で、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、住居手当額の上限を1,000円引き上げるものでございます。

次に、第21条につきましては期末手当及び勤勉手当の改正で、勤勉手当につきましては先ほど第1条で令和元年度の12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げる改正を提案しておりますが、令和2年度からは6月期と12月期に0.025月分ずつ配分するものでございます。

## 附則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第21条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

3 平成31年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の余市町職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。

(適用日前の異動者の号俸等の調整)

4 適用日の前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年余市町規則第11号）の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

6 改正後の給与条例の規定を適用する場合に

おいては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

7 第2条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の余市町職員給与条例第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員は除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の余市町職員給与条例第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当額を超えない範囲内の額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の余市町職員給与条例第11条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の余市町職員給与条例第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(規則への委任)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第7項につきましては住居手当の経過措置でございますが、施行日前に支給されていた手当額より施行日後の手当額が2,000円を超える場合においては、令和3年3月31日まで経過措置として施行日前の手当額から2,000円を控除した額を支給するものでございます。

以上、議案第7号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

---

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第15、議案第9号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第16、議案第10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第15ないし日程第16を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま一括上程となりました議案第9号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づく給与改定により令和元年度における一般職の12月期に支給されます勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしましても6月期と12月期の勤勉手当が均等となるよう改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員及び特別職等におきましても令和元年12月期分の期末手当につきまして0.05月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

これにつきましては、議会議員の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等に定める規定でございます。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和元年12月に支給する期末手当に限り、改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の225」とする。

附則第2項につきましては、議会議員の期末手当を令和元年12月期に限り現行から0.05月分引き上げる規定でございます。

続きまして、議案第10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を

改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

これにつきましては、町長及び副町長の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等に定める規定でございます。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

これにつきましては、教育長の期末手当を0.05月分引き上げ、6月期と12月期の支給率を均等に定める規定でございます。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和元年12月に支給する期末手当に限り、

第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の225」とする。

3 令和元年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の225」とする。

附則第2項につきましては町長及び副町長の、附則第3項につきましては教育長の期末手当を令和元年12月期に限り現行から0.05月分引き上げる規定でございます。

以上、一括上程されました議案第9号及び議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第17、議案第11号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第11号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明



を申し上げます。

本町教育委員会委員でございます平田進氏の任期が令和元年12月15日をもって満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、本定例会に任命同意のご提案を申し上げる次第でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項には、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると規定されておりますことから、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町富沢町5丁目65番地、平田進氏を余市町教育委員会委員としてご同意賜りたくご提案を申し上げる次第でございます。

平田進氏の職歴等を申し上げます。現住所は北海道余市郡余市町富沢町5丁目65番地、生年月日は昭和24年9月20日生まれでございます。職歴としては、昭和43年4月に北海信用金庫に入庫され、平成15年6月に常勤理事に就任、平成22年6月には常務理事に就任、平成24年6月に常務理事、代表理事に就任されており、平成25年6月に退任され、平成27年12月16日から余市町教育委員会委員として現在に至っております。この間平成30年2月から富沢町第2区会長、平成31年4月からは余市町政治倫理審査委員も担われてございます。

以上、職歴等を申し上げますが、余市町教育委員会委員として最も適任であると判断いたし、ご同意を賜りたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第11号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町5丁目65番地。氏名、平田進。生年月日、昭和24年9月20日生まれ。

以上、議案第11号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第18、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施しま

す。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号7番、吉田議員の発言を許します。

**○7番（吉田浩一君）** 本定例会開催に当たり、さきに通告の一般質問を行います。町長におかれましては、答弁のほうよろしく願いいたします。

会津藩士入植150年事業並びに美園墓地入口についてを質問いたします。戊辰戦争で敗れた会津藩士たちは東京、小樽を経て、明治4年に余市町に入植しました。そして、ニッカ沼周辺から登街道沿い並びに田川橋西側に入植、現在の黒川町、山田町に住居を建て、当時原野だった場所を開拓し、明治12年に民間初となるリンゴ栽培に成功、余市の基幹産業の一つである果樹栽培の基礎となりました。また、もともと会津藩は子供に対する教育も熱心だったこともあり、入植してすぐに独自の教育所を設立、さらには明治33年の1級町村施行に当たり助役、収入役等を歴任し、余市町の発展に対し貢献をしてきたことは歴史的事実であります。昨年北海道命名150年となり、また会津地方では戊辰150周年の年であったことから、全国で150年関係の事業、イベント等が多数行われており、150年という年回りは一つの節目となります。

余市町の会津藩士入植に関しては、間もなく150年目の節目を迎えることから、余市町として何らかの記念的事業について実施の考え方についてお伺いします。

会津藩士入植150年に際し、余市町はどう考え、また記念的事業を実施する考え方は持っているのか。事業を実施するとすれば、時期、内容、規模についてはどのように考えているのか。

次に、美園墓地については埋葬開始当時は会津藩士が眠る丘として自然発生的に埋葬されていた墓地と推測されますが、明治30年代に町営墓地

となったと記録されておりますが、この墓地に設置されている会津藩士の墓の石碑を参拝するために特に「マッサン」放送以後多くの福島県関係者が美園墓地を訪れております。過日墓地入り口に会津藩士の墓の案内図が設置されましたが、本年度の予算書上では計上されていなかったこともあり、また補正予算にも計上されておらず、どのような経緯と経費で設置されたのかお伺いします。

さらに、墓地入り口において民間における土地利用と売買に関し、先月土の入れかえ工事が行われたようですが、墓地駐車場として定めている町有地は舗装していないことにより重機が搬入され、旋回し、表面が荒れたように見受けられ、季節的に雨ということで、このままでは車が通行できないのではないかと見ております。土の入れかえは誰が何の目的で行ったのか。重機が通り、荒れた箇所の整地は誰が行うのか。墓地入り口と隣接している土地所有者はこの場所を今後どのように活用しようとして、余市町としてはこれに対しどう考えているのか。

以上、質問いたします。

**○町長（齊藤啓輔君）** 7番、吉田議員の会津藩士入植150年事業に関する質問に答弁申し上げます。

会津藩士の方々は、明治4年4月から7月の間に入植され、令和3年には入植150周年を迎えます。この間リンゴの栽培に成功するなど、現在の果樹の町としての本町の礎を築いていただいたところでございます。入植150周年を迎える令和3年度には記念事業を実施したいと考えておりますが、内容につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

次に、会津藩士の墓案内図についてでございますが、リンゴにまつわる本町と会津若松市の歴史の説明とともに美園墓地内での会津藩士の墓の位置を示した看板を11月26日に設置を完了したところでございます。この予算につきましては、本年

度一般会計補正予算第2号において食の都プロジェクト推進事業費、広報PR事業の案内看板設置工事として工事請負費にて計上したところでございます。

次に、美園墓地入り口に関するご質問に答弁申し上げます。1点目の土地の入れかえ工事に関するご質問でございます。美園墓地入り口には町有地と隣接する私有地があり、昨年所有者から過去に余市町が敷きならした砂利の撤去を要請されたところでございます。本件の対応につきましては、本町の顧問弁護士に相談したところ、余市町に原状回復の義務があると判断されたことから、本町が11月中旬に砂利の撤去と土の搬入作業を実施いたしました。

2点目の荒れた箇所の整地についてでございますが、作業終了後に町有地の整地をいたしました。その後降った雪が解け、大量の水分を含んだ土の上を車両が通行したため、地表が荒れたものであります。現在降雪期に入り、今年度の整地は困難と判断しており、融雪後美園墓地の参拝者の通行に支障を来さぬように対応いたします。

3点目の美園墓地入り口に設置する私有地の利活用についてでございますが、所有者の方から畑もしくは花壇として利用すると伺っております。

**○7番（吉田浩一君）** 大きく前半と後半と分かれていますのだけれども、まず後半のほうからちょっと質問したいと思います。

再質問をさせてもらいたいのですが、看板の設置のほうはわかりました。一般会計の2号補正の中に入っていたということでありました。福島県の方がやっぱり100名前後毎年来ているので、あの看板は非常に役立つのではないのかなと思うのだけれども、あそこに設置したというのは、実は5年か6年前には、それは町長ご存じないと思うのだけれども、あその墓地ってどっちが表なのかどっちが裏なのかはわからないのだけれども、反対側のほうからも上れるのです。そっちの

ほう、昔は、要するに「マッサン」の始まる前の話なのだけれども、そのときも、今職員の方もほとんどそれわからないと思うのだけれども、会津若松と今のような関係になる前の話なのだけれども、要するに会津の中高生が来て、実は白虎隊というか、墓地の前で演舞を披露しているのです。それが実は看板立ったところではなくて、反対側でやっているのです。なぜ今回こっち側に立てたのか。逆に裏側、どっちが表かどっちが裏かはわからないのだけれども、それについては特別そういう検討というのはされなかったのでしょうか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 7番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

どちら側から上る人が多いかということをもとに内部で検討して、今演舞をやったという経緯があることはお伺いいたしましたけれども、現在におきましては今看板を設置した側から実際に会津藩士の墓に行く方が多いということも踏まえまして、現在の位置に設置したというところでございます。

**○7番（吉田浩一君）** わかりました。

それで次に、墓地の入り口のところなのだけれども、ちょうど墓地の入り口というのですか、ちょうどそこに看板があつて、現時点で今、私もあその前役場行くときとかよく通るのだけれども、見事に削られているというか、今現時点では段差になっているのです。それは余市町が恐らく土を取ったということで、これも過去に一般質問した経過があつて、そのときは町長の答弁としてはそういう現状で買ったのだから、うちらは、余市町は何も砂利を取る責任はないのではないかと、取るつもりはありませんというふうに町長は答弁したと思うのだけれども、最終的に弁護士に聞いたら、それは余市町で入れたのだったら余市町で取るしかないよと、そういうふうに言われて、今回やむを得なかったと、そういうことだったのでしよう。その経緯としてはわかりますし、ではあ

そこの土を取った工事自体は、もう余市町が発注したということによるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、もう発注したという理解で構いません。

○7番（吉田浩一君） それで、現状では要するに今までのところよりどれぐらい下がっているかちょっとわからないのですけれども、明確に下がっているのは下がっていますよね。現時点ではそこに落ちないようにということで鉄パイプのバリケードが置かれているのですけれども、それでなおかつ現在の所有者は花壇か畑にするよというふうなお話をしていたのだけれども、雪降ってわからないものですから、あそこのところはもう土を完全に入れ終わったのですか、工事としては。それで、入れ終わって、要するにバリケードが置かれてあるのか、それとも雪の季節になったので、とりあえず土、今土入れてもぐちゃぐちゃになるので、とりあえず様子見だよと。取るだけ取って来春だよとかという、そういうあれなのでしょう。その辺はどうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

土の入れかえの工事は、もう既に終了しております。今段差ができているところに関しましてはバリケードを設置して、安全対策を行っているわけでございますけれども、今後においても土地の所有者と協議を進めることによって安全対策には万全を期していくというような方針であります。

○7番（吉田浩一君） 協議の結果どういうふうになるかはわからないのですけれども、それで前のほうに今度かぶってくるのだけれども、要するに余市入植150年ということをやりたいよということになると、そのときも含めてたくさんの方がまた来ると思うのです、会津並びに福島県から。そういうときに、それが令和3年だということで

あればもう少し、令和2年、令和3年と時間はあるのだけれども、あのまんまそれこそバリケードを置いていますよということではやっぱり景観的に非常にまずいと思うのです。ですから、その辺は畑にするか、花壇にするというのだったら別でしようけれども、畑にするといったって何つくるのか、あそこで。その部分を余市町のほうからこういうふうにしてくれないのですかとか、何かいろいろな要望というのはやっぱりあると思うのですけれども、そういうのを含めて町長のほうから所有者に対してこういうことをやってほしいかという、そういう考え方というのは持っているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

あの土地ですけれども、私有地ということで、その持ち主が畑、花壇にするということでございますけれども、私有地の使い方に町からこうしてくださいよ、こうするよというふうな指示はできないわけなので、今後、さきにも申し上げましたとおり、参拝の支障にならないような感じで当事者とは調整させていただければというふうに思います。

○7番（吉田浩一君） それは、町長の言われた答弁というのもごもっともだと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、あそこのところは、看板をつくったということなどはあそこのところ入り口にしますよということなのだから、そのところがある程度きちんと整備されていないと、特に向こうのほうから来た方、これは会津藩士の墓を参拝に来る方だけではなくて、あそこにお墓を持っている町民も何でこんなふうになっているのだと、やっぱりそういう苦情というのはたくさん出てくるのではないかなと思うのです。その辺やっぱり苦情が来ないようにきちんとやってほしいなと、そう思います。

そこのところはもうこれ以上進めてもしょうが

ないので、それで最初のほうにちょっと戻りたいのですけれども、先ほどの答弁では令和3年が150周年ですということでした。それで、記念事業を今後検討したいということで、時期、内容だとか、そういうのについては今後検討ということなのだけれども、過日入植者の子孫の方にちょっとお会いして話を聞いたら、そういう案、町から150周年でどんなことをやったらいいですかというアンケートが来たというふうに聞いたのです。そのアンケートという回答の中にはどんなものがあったのでしょうか。まず、これをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

町側から県人会の方に行ったアンケートの項目としては、会津に行って交流したい、または会津の人たちに来てもらって、おもてなしをしたい、会津藩士の墓の銅板を復活させたい、入植150年をめぐる、足跡をめぐるイベントを開催してほしい、これまでの歴史をまとめた冊子を作成してほしいというおおむね5項目、その他という項目もありますけれども、これについて意見を聞くというような内容でございました。そのアンケート内容を簡単にご紹介いたしますと、まず行って交流したいという部分に関しては高齢化が進んでおり、なかなか行けないので、だから難しいでしょうというような回答が多かったです。また、来ていただくということに関しては松平家の14代当主、松平保久氏を呼んだらどうかというような意見もありました。あとの銅板の復活に関しては博物館に展示したらどうかという意見でしたり、足跡をめぐるイベントに関しては水産博物館での特別展をやってはどうかというような意見ですとか、歴史をまとめた冊子の作成についてはこれまでに発刊されている書物を再利用して、まとめ直したらどうかというような意見があったということでございます。

○7番（吉田浩一君） 行って交流するというの

は大変高齢化が進んで難しいという意見があったということで、これはごもっともだなと思っています。やはり交通の便が非常に悪いということは、町長はもう何回か行かれていますので、よくわかりだと思いますし、今聞いた中でそういう意見があった中で松平家の14代目を呼んだらよいのではないのかというのは、私もこれが非常にいいのではないかなというふうに考えます。というのは、余市町には14代目の方がお見えになったのは5年ぐらい前ですか、一度お見えになっているのですけれども、いろいろな書物読むとこの14代目の当主の方は各地でいろいろな講演もされているようですので、逆にこの方を呼んで、講演を頼むとかというのも一つの手ではないのかなと、そう思うのです。そういうふうになると、講演をしているのは本州地域が多いようですので、北海道では余り講演されないのだろうと思うのですけれども、実は北海道にも福島県並びに会津若松の関係の方が非常に多くいて、札幌にも会津高校の同窓会というのがあって、そこはちゃんと毎年活動していますし、北大の関係が結構多いみたいです。それとか、札幌の琴似神社というのは会津藩の人が非常に多いものですから、そこの子孫会というものもあるはずですし、それとこれは不幸なことなのでしょうけれども、福島原発の関係で北海道に避難されている人というののもかなり多くて、現実的にそういう関係で私のところにちょっと尋ねてこられた方というののもかなりおります。だから、そういう方々に声をかけて、なおかつ14代目の方に講演をいただくというのが私は今出た中ではいいのではないのかなと。もちろんそれぞれ銅板の復活とかということのも、そういう意見もあったということなのでしょうけれども、銅板というのは実は表と裏があって、表のほうはあるのですけれども、裏のほうは全くわからないというのがあります。現状は。であれば、表だけ復活して、裏復活させないというのはこれはできない話ですか

ら、これも果たしてどうなのかなというのものもあるものですから、その辺を中心に話を進めていくのがいいのではないのかなというふうに私は思っているのですけれども、これは町長先ほどこれから検討してみますということですので、私は今町長の意見を聞いて、そういうふうに思っているのですけれども、そういうことも一つの手ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

アンケートの結果を見ても行くのは結構大変だということで、やはり来ていただくほうが合理的なのではないかと我々も考えているわけでございます。私も松平保久氏とは会津行って、面識もございますので、また話としても14代当主が来て講演すると非常にいいのではないかなというふうに思っています。こういうことも踏まえまして、今後まだ時間がございますので、担当部局のほうでさまざまなことを検討してまいりたいと思っております。

○7番（吉田浩一君） 町長の考え方と私の考え方というのはさほど変わらないのではないかなというふうに思っております。それで、特に町長は14代目の方と面識があるということであれば、余計それこそ話は早いのかなと思うのだけれども、14代目の方は立場のある方ですので、簡単に、極端な話、講演料幾ら払うから来てくださいということだけではやっぱり進まないと思うのです。特にやはりこれをやるというふうになれば、会津若松市のほうにも了解をもらうということではないのでしょうか、連絡をきちんとしなければならぬでしょうし、前回14代目の方がお見えになったときには、会津若松市の会津松平家奉賛会という方々が一緒に同行されているのです。要するに昔の本当の旗本の子孫の方がその奉賛会をつくっているようで、そういう方々も当然来るでしょうし、また14代目の方は現在東京にお住まいで

すので、東京にも会津会という会があって、その会員でもあるのです。ですから、当然所属している会津会だとかというところにもきちんと連絡をしておかなければ後々うまくないのではないかな。これは、特に余市町から会津のほうに会津まつりも含めて町長は招待されていますので、何度か行ったことあるから、おわかりでしょうけれども、やはり会津から見た余市のポジションというのは非常に高い位置にあると。行ったときにそういう接待を受けているという言い方が正しいかどうかわかりませんが、そういうきちんとした待遇で迎えてくれるということですから、それをわかっているのはやはり町長ご自身が一番わかっているのではないかなと思うのです。それで、やはりこの事業を進めるに当たっては失礼のないように全員に関係者の方に連絡をとっていかねばまずいのではないかなと思うのですけれども、その辺含めていかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

もし14代当主の保久氏を呼ぶことになったら、種々関係各所にお話をするということはもちろん事務方でやるべきことだというふうに思っています。どういう事業にするか、先ほどの答弁と同じになりますが、これから詰めていきたいと思っております。

○7番（吉田浩一君） 開催時期については先ほど令和3年が150周年ということですから、一応令和3年ということで、そういう考え方でよろしいのでしょうか。その辺再度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、暦で見ますと令和3年に入ってからが150周年になりますので、開催時期としましては令和3年というふうに考えております。

○議長（中井寿夫君） 吉田議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

---

再開 午後 2時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号11番、白川議員の発言を許します。

○11番（白川栄美子君） 第4回定例会に当たり、さきに通告しております1件について一般質問いたします。

フレイル健診について伺いますが、厚生労働省では来年度から75歳以上を対象に新たにフレイル健診を始めると言われております。フレイルとは加齢に伴い筋力や心身の活力が衰え、介護が必要となる一歩手前の人、つまり健常から要介護へ移行する中間の段階とのことですが、フレイル健診とはどのような内容で、どう捉えておられるのか伺います。

来年度から実施されるようですが、本町としてどのような方向で進めようと考えておられるのか伺います。

また、介護予防とフレイル予防との違いはあるのか伺います。

最後に、2019年度版の高齢社会白書によると、高齢者のうち要支援、要介護と認定された人の割合は65歳から74歳が4.3%に対し、75歳以上では32.1%と約7倍にふえていると言われております。本町での実態はどうか伺います。

以上、1件についてご答弁よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員のフレイル健診に関するご質問に答弁申し上げます。

1点目のフレイル健診の内容等に関するご質問でございますが、これまで75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の健診につきましては、

特定健診の項目に準じて実施してきており、質問項目につきましても特定健診に準じて標準的な質問票を活用してきたところでございます。来年度よりこれまでの標準的な質問票にかわるものとして、厚生労働省が作成したフレイルの特性を踏まえた後期高齢者の質問票が導入され、フレイル健診として実施すると認識してございます。この健診につきましては、フレイルの早期発見により重症化を防ぐことが目的とされており、介護が必要となる一歩手前の状態の方を把握し、早期に生活改善を促すことによって健康寿命の延伸を図るという大きな意義を持つ事業と捉えてございます。

2点目の本町の対応についてでございますが、例年実施しております健診事業の中で、75歳以上の方を対象に後期高齢者の質問票を導入してまいりたいと考えております。

3点目の介護予防とフレイル予防との違いについてでございますが、介護予防につきましては被保険者の要介護状態になることへの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を目的に行う事業で、一方フレイル予防は高齢者の心身の特性に応じ、健康相談を初め健康診断や保健指導のほか、介護が必要になる前に早い時期に兆候を見つけ、適切な治療や予防に取り組み、健康寿命の延伸などを目的とした事業で、介護予防とフレイル予防はそれぞれの関係法令に基づき行われるものと認識してございます。

4点目の本町における要支援と要介護の認定率についてでございますが、令和元年12月1日現在、65歳以上75歳未満の認定率は5.9%で、75歳以上の認定率は40.1%となっております。また、75歳以上の認定率につきましては、65歳以上75歳未満の認定率の約6.8倍となっている状況でございます。

○11番（白川栄美子君） 今フレイル健診の内容含めてご答弁をいただきました。このフレイル健診は、健康寿命を延ばすためには欠かせない予防だということを認識してございます。また、75歳以

上を対象にということでフレイル健診を来年度から始められるわけですが、これまで高齢者の健診や予防は行われておりますが、これはもう知っております。これまでの健診に加えて今回質問票が加わったわけですが、国ではこの15項目の質問票の中からどんなことを確認すると考えているのか、まずそこを1点お伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員の質問に答弁させていただきます。

フレイル健診の項目ですが、厚生労働省が作成しておりますけれども、おおむね15項目の質問票になっております。全部一応紹介いたしますと、あなたの現在の健康状態はいかがですか、毎日の生活に満足しているか、1日3食きちんと食べているか、半年前に比べてかたいものが食べにくくなったか、お茶、汁物などでむせることがあるか、6カ月で二、三キロの体重減少があったか、以前に比べて歩く速度が遅くなってきたか、この1年間で転んだことがあるか、ウォーキングなどの運動を週に1回以上しているか、周りの人からいつも同じことを聞くなど物忘れがあると言われているか、きょうが何月何日がわからないときがあるか、たばこを吸うか、1日以上外出しているか、ふだんから友人や家族とつき合いがあるか、体調が悪いときに身近に相談できる人がいるかというような項目を厚生労働省が策定しているということでございます。

○11番（白川栄美子君） 15項目答えていただきましてありがとうございます。

要は国が確認するという事の中には、栄養と運動と社会参加ということが一番の3点のフレイル予防につながっていることをまず国としては言われているのです。今後の中で市町村の健診や通いの場、それからかかりつけ医師での受診の際にこれを活用するという事をまずは言われておるのですけれども、今後の中でそれはどのような方

法で進められていくのでしょうか。まだ決まっていなければ、決まっていなくても結構です。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

現時点で後期高齢者の質問票を導入して実施するという事は考えておりますけれども、具体的にどのように予防に向けた取り組みを行っていくかは現時点では今検討している最中で、しかるべく担当課のほうでもっと効率的なやり方を決めようとしているところであります。

○11番（白川栄美子君） 後期高齢者のやつを用いてやるということなのですね。

今回介護保険、ちょっと関係ないのですが、65歳以上の介護サービスを受けていない人も対象にということで今回調査が行われております。その中にフレイル健診の内容の15項目の内容と同じものが項目の中にありました。思ったのがそのアンケート調査と今後のフレイル健診とのかかわりってあるのかなということをやちょっと思っていたのですけれども、そこのかかわりというのは今後の中でかかわっていくのかどうなのか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

もちろんアンケートをもとにフレイルになるかどうかというのは非常に関連性がありますから、活用できるものは活用しながら、高齢者がフレイルに陥らないように、フレイルからより寝たきりですとかにならないように努めていくような対策を担当課のほうで考えているところでございます。

○11番（白川栄美子君） 今後これを、来年ですので、そんなに深くは煮詰まるとは思いませんけれども、一番大切なことというのが要は健診後の取り組みだということをやわれているのです。国としては、その取り組みについては保健師や個人指導の充実をさせることが一番重要な



だということ言われているのですけれども、その部分は担当課としてもきつとしっかり押さえて捉えていくのだらうなと思っております。

最後になりますけれども、この健診を充実していく上でのフレイルに対する町民の関心を高めていくためには本当に何らかのことをしていかなければ関心がないと思うので、それは町としてどのように今後考えていくのか、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

もちろん健康寿命を延ばしていくことこそが町の主要な課題で、政策であります。フレイルに陥らないためにはやはり口腔内のケアというのも非常に重要だというふうに言われているわけです。もちろん物が食べられなくなったらその分筋力も落ちて、運動能力も低下するという循環に陥るわけでございます。こういうさまざまな、もちろん家から出なくなっても筋力が低下して、寝たきりに陥りやすいですとかがあります。このようにフレイルに陥ることによって寝たきりになる可能性、確率が2倍ですとか死亡する確率が2倍以上に高まるということも言われておりますから、担当課といたしましても口腔内、そして生活の状況などきちんと見抜いていくように指導をしていきたいというふうに考えているところであります。フレイルの予防にはやはり早期発見と適切なケアこそが必要なわけですから、それも踏まえまして適切に本町としても対応していきたいと考えているところであります。

○11番（白川栄美子君） 最後になりますけれども、現在65歳以上の高齢者の11.5%がフレイルと言われているそうなのです。そのために国としてもフレイル対策に取り組むことで健康な状態で長生きできる、健康長寿の延伸につなげるということを言われておりますので、今後進める上で実りあるものに本当に進めていっていただきたいなと思えますので、よろしくをお願いします。答弁よろ

しいです。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

次に、発言順位3番、議席番号17番、土屋議員の発言を許します。

○17番（土屋美奈子君） 第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件において質問いたします。教育長におかれましては、答弁のほどよろしくお願いをいたします。

1件目、件名、学校現場における働き方改革について。2016年、連合総合生活開発研究所の日本における教職員の働き方、労働時間の実態調査に関する研究委員会報告書において、全国の小中学校教職員の約8割が過労死レベルの超勤を余儀なくされている実態が明らかとなり、マスコミが取り上げたことで社会問題へと発展をいたしました。文科省も看過できない深刻な状況であるとして中教審に諮問し、議論が開始されましたが、その答申は学校事務職員や専門スタッフなど外部人材等の活用などで、具体的対応は教育委員会や学校任せとなっており、抜本的な改善に結びつくものとは到底言えないものでありました。教職員の超勤、多忙化解消には何よりも教職員定数改善、また公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、以下給特法の見直しなどの法整備が必要でありますし、そのための予算措置、また義務教育費の国庫負担率復元など国の対応が不可欠と考えております。こういった中で、北海道教育委員会は昨年3月、学校現場における働き方改革、北海道アクションプランを策定し、これを受けて、同年6月には本町の余市町立学校における働き方改革、アクションプランが策定されたところであります。

この進捗状況について、本町が掲げた6つの目標、（1）、1週間当たりの労働時間が60時間を超える教員を全町立学校でゼロにする、（2）、教職員の時間外勤務縮減及び休暇取得促進等に関

する方針に基づく部活動休養日を全ての部活動で実施する、(3)、変形労働時間制を全町立学校で活用する、(4)、定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施する、(5)、時間外勤務等縮減強調週間を全町立学校で年2回以上実施する、(6)、学校閉庁日を年11日実施するのそれぞれについてこれまでの取り組みや調査の状況をお伺いをいたします。あわせて、3年計画の折り返し地点でありますので、現時点での目標達成率、または達成見込み、課題とされるものがあるのか、見解をお伺いをいたします。

件名2、全国学力・学習状況調査について。文科省は、2007年度全国学力・学習状況調査をスタートさせました。小学校6年生と中学校3年生の全員が対象のこのテストは、毎年4月下旬ころに実施され、これまで国語と算数、数学に加え、2018年度には理科、2019年度には英語が実施されたところでもあります。文科省は、この結果を都道府県別と政令市別に公表し、道も追隨して北海道における調査結果として公表をしております。各都道府県教委は順位の変動に一喜一憂し、都道府県別の順位や得点に注目が集まっているとの報道もあったところです。全国の平均点より上を目指すため自治体独自の学力テストを取り入れるなどの動きも広がってきており、過去問題や類似問題を繰り返すなどのテスト対策に追われ、本来やるべき授業ができないなどと弊害も出ております。学校教育は、過度な点数学力を競い合うのではなく、子供たちの個性や能力を伸ばし、生きる力を養うための豊かな学びを目指すべきと考えております。そういった中で本町はこれまで結果の公表をせずに来たところですが、本年度から結果公表をするとの方針を示しました。本町の学力テストへの姿勢も含め、以下質問をいたします。

全国学力・学習状況調査の目的をどう捉えているのか、本町はどのような姿勢で臨んでいるのか、見解をお伺いをいたします。

結果の公表をすることについて目的と効果をどう捉えているのか、見解をお伺いをいたします。あわせて本町がこれまで結果を公表してこなかった理由と今回公表することとした理由についてもお伺いをいたします。

本町では、独自の学力テストや道のチャレンジテストなどを取り入れて行っているのか、またテスト対策として行っていることはあるのかお伺いをいたします。

以上、よろしくお伺いをいたします。

○教育長(佐々木 隆君) 17番、土屋議員のご質問に答弁申し上げます。

余市町立学校における働き方改革、アクションプランに掲げた6つの目標に係る取り組み状況についてでございますが、本年度上半期における教職員の出退勤時刻の記録及び本年9月に実施いたしました取り組み状況の調査における各学校の回答から、1点目の週当たり勤務時間が60時間を超える教員をゼロにするという点につきましては13名の教職員が出退勤の記録上週当たり60時間を超えている状況でございます。

2点目の部活動休養日につきましては、大きな大会前など練習時間を相当数確保する必要がある場合を除き、実施できている中学校が2校、一部の部活動で実施できていない中学校が1校という状況でございます。

3点目の変形労働時間制の活用につきましては、1校を除き活用している状況でございます。

4点目の定時退勤日につきましては、7校のうち6校が月2回以上設定している状況でございます。

5点目の時間外勤務等縮減強調週間の実施につきましては、7校のうち年2回以上設定している学校が4校、年2回未満だが、設定している学校が1校、設定していない学校が2校となっております。

6点目の学校閉庁日を年11日実施するという点

につきましては、7校全校において実施している状況でございます。また、現在3年計画の2年目であり、現時点で目標の完全実施には至っておりませんが、今後課題の洗い出しに努め、校長会を通して指導、助言をしていく考えでございますので、ご理解を願います。

次に、全国学力・学習状況調査についてのご質問でございますが、1点目の調査の目的と姿勢につきましては教育委員会では学習指導要領で定められた指導内容の習得状況の到達度を把握し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを目的と捉え、臨んでいるところであります。

2点目の結果の公表に係る目的と効果、あわせて本町がこれまで結果を公表してこなかった理由と今回公表することとした理由につきましては、昨年度までは学校の序列化や過度な競争につながることを懸念し、各教科ごとの調査の平均正答率を数値ではなく文章表現により公表してきたところですが、保護者や学校のみならず、地域全体で学校教育の成果や課題を共有することが本町教育の改善に効果的であるとの観点から今年度より北海道版結果報告書に他町村と同一の様式で本町の小学校全体、中学校全体の結果を記載したところですが、レーダーチャート形式で視覚的に見やすくしたものであり、今後とも学校や児童生徒の序列化や過度の競争につながることをないよう努めてまいります。

3点目の本町での独自の学力テストや北海道のチャレンジテストにつきましては、本町では小学校、中学校ともに児童生徒の現時点の学力の状況を把握するため独自で学力テストを実施するとともに、北海道のチャレンジテストについても取り組んでおりますが、全国学力・学習状況調査の対策としては実施してございませんので、ご理解を願います。

○17番（土屋美奈子君） 再質問させていただき

ます。

まず、目標1の1週間当たりの勤務時間数が60時間を超えている教職員、これが現在調査は終わったのですね、全校。そして、13名と今答弁いただいたのですけれども、一応質問にも書いたように全国的な調査、国の調査とは違いますけれども、今回質問の内容に書かせていただいたのは連合総研なのですから、ここの連合総研の調査、この中身というのは結局国が調査を依頼しているベネッセだとか、そういったところの専門的ないろいろな調査を、しっかりと大学の先生たちが中身を調査をして、日本全国の状況を調べたものなのです、この調査の内容というのは。それと、今本町では60時間を超えているというのは13名ということでしたけれども、そうすると随分とこの調査とは、うちの労働時間は大分大丈夫というか、週当たり60時間を超える先生たちが13名ということは全国的な調査より大分低い数になってくるのではないかなと思うのですけれども、これは調査の仕方もあると思うのです。どこからどこまでを労働時間としたかということもあると思いますし、ここをまず、調査の内容、どういうふうに、タイムカードでやったのかなと思うのですけれども、いつからいつまで調査をされて、そしてその調査、例えば部活動だとかを入れたのか、家庭訪問、学校から出ている時間もちゃんとカウントしてあるのか、そこら辺の調査のことをちょっと教えていただけますか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、土屋議員の再度の質問にお答え申し上げます。

調査の、勤務時間の把握の方法なのですけれども、校務支援システムを使いまして、端末を立ち上げて、そして端末を落とした、この時間で把握をして、この数字になります。ですから、極端なこと言いますと、例えば部活動で端末を立ち上げていなければそれが反映していないこともあります。だから、そういった部分、あるいは保護者対

策だとか、そういった部分でもあり得ますので、そういった分を今後聞き取り等を含めた中で調査していきたいというふうに思っています。

**○17番（土屋美奈子君）** 多分ですけれども、全国の状況とそれほど大きな違いが本町にあるとは私は思っていないのです。学校の働き方も本格的に動き出したというのがまだ浅いうちというか、これからの課題なのだろうと思うのだけれども、そこら辺も一律に同じように調査をしていかないと、本来の数字というか、現場の持っている状況というのがなかなか見えてこないところがあると思うのです。だから、そこの調査もしっかりと全国の調査の仕方と同じような感じでやっていただきたいなど。そして今どこに課題があるのかということを見きわめる、まずこの時間が基本となる部分だと思っておりますので、超過勤務の。だから、そこをどう捉えていますか。差異はないと思います、全国的に授業の内容もやらなければいけないことも。そして、先生たちのいる時間もそれほど大差はないと思うのだけれども、教育委員会はどう捉えているのですか。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、土屋議員からの再度のご質問にお答えします。

捉まえ方なのですけれども、確かに我々が今端末のスイッチを入れる、落とすという部分での把握をしておりますけれども、それ以外にやはり教員というのは大変な業務を行っておることは重々認識しております。昔と違ってスマートフォンの問題もしかり、あるいは保護者対策がかなり大変になってきている状況でありますから、そういった教員の勤務時間というのは、正直子供たちに向き合う時間というのはやはり少なくなってきているのかなと思います。やはりそういうのを一生懸命カバーしようとしているということは重々承知はしているところでありますけれども、今後そういった分も含めていろいろと研究もしていきたいと思えます。

**○17番（土屋美奈子君）** この質問を出したころ、変わりましたよね。教職員の給特法が一部改正されて、そしてプランでは上限を1週当たり60時間をなくする、これを超える職員をゼロにするという目標掲げているのだけれども、国の法改正があって、給特法が変えられて、上限が45時間、これ法律で効力を持ってしまったので、このプランはどうするのでしょうか。変えていくのでしょうか。これ法律で45時間とされたけれども。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、土屋議員の再度のご質問にお答えします。

当然60時間が45に改正になっていきますので、そこは私どものほうもそれぞれ見直しをかけていくというふうに考えております。

**○17番（土屋美奈子君）** 北海道のホームページを見たらもう何か変わっていて、北海道もできたときは60時間上限だったのだけれども、1週間60時間といたら20時間の超勤ということで、月にしたら80時間、過労死ラインです。最低限をゼロにするという目標だったのだけれども、45といたらもともと労基法に、サブロク協定を結んだときの上限が45だと思っております。そこに教職員もしましようということなので、これは今の13名より大分多い人数になってくると思うので、結局のところ教育委員会だけではできないと、私は書いたように、思っているのです。業務量が多いと思っています。だから、抜本的改革をしないとなし遂げられないのかもしれないけれども、この目標を変えていく、本町の目標になるから、余市町のアクションプランになるので、これは大変に難しいのではないかなと思いますけれども、そこら辺教育委員会としてどう取り組んでいかれるのか、ちょっと見解をお願いいたします。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、土屋議員の再度のご質問にお答えします。

確かに60時間でも超過している教員がいる、そしてそこを45に落とし込んでいくとなると、これ

は目標として余市のアクションプランを変えたとしてもかなり厳しい数字だろうなというふうには認識しています。おっしゃるように、ここは抜本的に、根本的にやはり国のほうで、それに対して教員がやはり足りない状況というのはあります。町村でできる部分というのは、独自に予算をつけて、例えば学習支援員をふやしたりだとか、あるいは部活動だとか、そういった部分の外部指導員だとか部活動指導員だとか、ALTもそうです。そういったところで教員の負担軽減、あるいは地域の力をかりながら、学校で何か地域ができることがあるのかだとか、そういったことも模索していかなければならないのかなと、こんなふうに思っております。

**○17番（土屋美奈子君）** 大変な覚悟が要るのではないのかなということ思っています。60時間において、目標の部活動はわかりました。

変形労働時間制のことをちょっとお聞きします。変形労働時間制は1校を除きできていると、取り入れている状況だということをお答えいただきましたけれども、この変形労働時間制というのはどういふものなのでしょうか。ちょっとかいつまんでお願いいたします。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、土屋議員の再度の質問にお答えします。

ここで私どもがうたっている変形労働時間制のことですけれども、例えば学校行事、学芸会、文化祭、体育祭、運動会、あるいは修学旅行、研修旅行、そういったところで時間を朝から夜まで拘束されるとか、そういう部分、教員が4週の中でそれを消化していく、こなしていくと。ですから超過した分については全部解消されていくということになります。

**○17番（土屋美奈子君）** ちょっと私の理解と違ったのだけれども、この変形労働時間制というのは今回法改正された給特法の、例えば学校行事が多い月を3時間多く、週40時間、8時間労働の5

日間で40時間ではなくて、43時間にして、そして夏休みに長期休暇をとるといふ、これのことを言っておられるのかというふうに思っていたのです。そして、5日の日に法改正をされて、自治体独自の判断で取り入れることが可能となった。この変形労働時間、40時間ではなくて43時間、これとは別のことという捉えでいいのですね、今の答弁でいくと。変形労働時間制のことは。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、土屋議員の再度のご質問にお答えいたします。

先般新聞報道もされました変形労働時間制の1週間の労働時間、3時間超過した分については長期休暇の中でまとめてとるといふような、その施行年度なのですが、2020年か2021年で、そこは自治体、教育委員会が判断して実施できるというふうなことだったのではないかなと思いますので、今現在私どもアクションプランで捉まえている変形労働時間制の考え方につきましては先ほど答弁申し上げた内容となっております。

**○17番（土屋美奈子君）** この目標掲げている変形労働時間制というのは、今法改正された部分ではなくて、多分同じ文言を使っているの、変形労働時間制という言葉を使っていると思います。これは、自治体の判断で独自に取り入れることができるようになったのだけれども、その前から議論はされていて、それを可能としていくのかなと私は捉えていたものだから、プランを見たときに文言が一緒なものだと。これを導入していく、例えば後者のほう、今回の部分、忙しい時期に40時間を1週間で43時間働いて、夏休み、長期休暇をまとめてとるといふやり方をするとしたら、北海道はもうこの指針みたいなものを出して、それをクリアするための条件が町村にはあるのです。まず、施行は来年度です。来年度だから、年明けたらずぐの状況なのだけれども、この業務量に関する指針を守ることが前提とされている。だから、1週間45時間を守っているということが前

提となって、これを取り組めるということになるのです。これをやるには、だから先ほど教育長がおっしゃったように、大変うちの町としてはハードルが高いというか、45時間で切ってしまうと、それ以上で仕事が終わらない状況に今学校現場がありますから、だから今法改正された分をもしやるとしたらすごく難しいのです。あと来年の春までならちょっとしかないから、そこまでに業務なんて短縮できないと思っているし、プランも3年ですから、このプラン終わるまでに何とかそれを成功させようとしたら、すごく大変な努力が要ると思うのですけれども、これについてももし見解があればお願いしたいと思います。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、土屋議員からの再度のご質問にお答えいたします。

来年度に向けて解消というのはかなり厳しい課題だろうと押さえております。ただ、するとすればそういった方向性が出る形でいろいろと学校、校長以下お話をしながら努力をしていきたい、そういう気持ちでございます。

○17番（土屋美奈子君） 北海道の教育委員会は結構早い段階から、こういうふう nationally 問題視される前からこの超勤の問題の解消に取り組んできているのです。2005年、一番最初にこれに取り組み始めたのは、大きく。そして、多忙化対策を進めて、そのときに委員会を設置して、そしてモデル校、道内の小中学校、大きな学校もあれば小さな学校もあるというふうを選んで、そこにいろいろな取り組みをしてもらったのです。5つなのですけれども、事務処理体制の部分の改善、そして部活動の部分、授業の準備の部分、保護者や地域への対応、学校の業務に対する支援というので5つをいろいろ取り組んでもらって、その結果をまとめ上げて、そして事例集として出したのですけれども、これは結構参考になる部分があって、具体的にこんなことをしたら何分縮まったみたいな、そんな地域の課題がこれがあって、そのため

にこれをしました、そうしたらこうなりましたという事例集を出したのですけれども、これは、どうでしょう、ちょっと前のことなのですから、ごらんになりましたか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、土屋議員の再度のご質問にお答えいたします。

今ご説明いただいた部分については、具体的な内容についてはしっかりと把握はしてはございませんけれども、おっしゃった内容については常日ごろから意識をしていることとございます。なかなか難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、私もいろいろな各種行事、町側から私どもが依頼するいろいろな行事、そしてまた町の方々から学校に対しての依頼もいろいろあります。そういった部分をいろいろうちから精選をさせていただいて、切るものは切っていくとか、少し負担を減らしていこうというふうな考えを持ってございますので、いろいろと考えてまいりたいと思っております。

○17番（土屋美奈子君） 今給特法も改正されて、そしてアクションプランも目標値を変えなければいけないという状況にあって、その中で無理くり進めていくというか、時間だけ合わせていこうとすると、結局学校で仕事が終わらないと家に帰って帰る。超過勤務をしない習慣とか早く帰る習慣とかいろいろなものを目標達成させようとする進めると、無理に進めるとです。進めていかなければいけないのだけれども、無理に進めると、家で仕事するのが常態化してしまうというふうにはしたくないのです。だから、そこら辺も気をつけながら、根本は国だと思っているけれども、今自治体でできることをやっていかなければいけないという状況ですので、しっかりと、あと1年ですか、1年半ですか、やっていただきたい。国の状況も見ながら、そしてまた声も上げていかなければいけないと思うのです。無理なものは無理だというふうに言うておかなければいけないと思うし、そこら辺をお願いしたいと思いますけれども、最後

働き方の改革のほう、決意のほどお願いいたします。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、土屋議員からの再度のご質問にお答えいたします。

決意と申しますか、確かに義務教育学校、小中教員も大変な労働環境にあらうかと思えます。これは、重々認識をしているところでございます。少しでも負担の軽減になるようにさまざまな取り組みといいますか、実施をしてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○17番（土屋美奈子君） 学力テストのほうをお伺いいたします。

今年度から公表をするということで、この理由としては保護者や地域と課題を共有することだというような答弁がございました。学力テストを公表して、そして課題を保護者や地域とこの公表で共有できますか。余り当てにはならないと思っているのです、このテストの公表をすることが。効果が出ると私は思っていないのです。今回レーダーチャート式で公表したという答弁先ほどありましたけれども、例えば余市町ではなくてもいい。100人いる学校で優秀な子が二、三人いる学校と生徒が5人で優秀な子が二、三人いたら、このレーダーチャートって随分変わりますよね。例えば数学の得意な子が5人の中に2人いたら、その平均点というのはぐんと上がるから、レーダーチャートは全国平均を超えていくのだからけれども、この子たちが大きな学校にいたからってその学校のレーダーチャートの平均点は上がらないわけでしょう。そうしたら、どこをどう比較して、課題を共有するというものになるの。これそもそも当てになるものだと思っておりますか。どう捉えていますか、この公表について。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、土屋議員からの再度のご質問にお答えいたします。

この北海道版の公表の仕方はレーダーチャート

方式で、これは国の平均正答率、これを100とした場合の、その中に北海道の平均正答率がこういう四角い、丸いレーダーチャート式の中のどの位置に位置するか、市町村はどの位置つか。今までの私どものほうの公表の仕方とすれば、例えば上回っている、やや上回っている、同様、下回っているとか、そういう表示だったのですけれども、この方式にしますとやはり四角で、図でどの程度国と道との差があるのかということが、数字はわかりませんが、平均正答率の差が図でわかるというような感じになります。この効果といいますと地域の方々にやはり自分たちが住んでいる学校の状況、そういったものがどうなっているのか、そういったものに関心を持っていただいて、そして学校の課題だとか、あるいは学校運営だとか、コミュニティ・スクールにつながっていく部分もありますけれども、そういった部分で興味、関心を持っていただいて、学力も関心を持っていただいて、総合的に学校の力をつけていくと、そういった狙いがあると私は思っております。ですから、過度の競争につながるという部分につきましては、今はそういったことはもうないのではないかとこのふりに考えました。いわゆる方針を転換させていただいたということになります。

○17番（土屋美奈子君） この結果の公表については、北海道179市町村ほぼほぼ公開をされていて、公開をしていなかったのはこれまで本町とここら辺近隣、4つの自治体。これが結構強い意味を持ってきたと私は思っているのです。みんなが一律に公表しているけれども、これ私はここに余市町の教育委員会としては芯があってやってきたのだと思っております。今課題を共有することと言ったけれども、結局テストの点数、ここに関心が行ってしまうでしょう。全国でどんなことが起きているかは調べましたか。どういう状況があったか。ことしの夏には、大阪ですけれども、知事がもしも学力が全国で最下位になったら私のボー

ナスを返上しますと言って、そして返上したのだけれども、去年の時点で言って、来年の学力テストが最下位だったら私のボーナスを返上しますと言って、学校現場にプレッシャーをかけたのです。そして、1年たって、国語の成績かな、全国最下位だったと。そうしたら、そのときは大阪の知事ではなくて市長です。市長時代に言ったけれども、知事になってから返上したのです、ことしの夏に。だけれども、学校現場としてはそこまで言われたらプレッシャーがかかる、点数に。ほかの学校では、最初から学力をとれないと思う子にはテストを受けさせないという事例も、昔もあったのだけれども、今回も起きています。そして、別室でテストを受けさせて、成績悪いと思う子たちを選んで、別室連れて行って、テストを受けさせて、答えを教えて書かせた、こんな自治体も出てきました。学力が全てになってしまっている都道府県は最下位にならないことに集中をしまって、子供たちは学力がそれほどすばらしくなくてもきっとスポーツできる子もいるかもしれない、音楽がいい子もいるかもしれない、美術がうまい子がいるかもしれない。ただ、公表することによって地域と共有するものは学力でしょう。学力に目が行ってしまうから、だから公開するのはどうなのかと言っている。だから、余市町の教育委員会が公開してこなかったのは、そういった柱を持ってやってきたのだと思っていたのです。何も変わっていないでしょう、何か状況が。これまでどれだけ教育委員会としての芯を持ってここを公表してこなかったのか。何回も言われたでしょう、道教委から。公表してくださいと。だけれども、しなかったのです。今回したということ、何も状況変わっていないのに、どうしてころっと変えたのか、ここら辺がわからないのです。はっきりとここを公表してこなかったということが強い意味を持っている、道内では。ほかの町村にも。ほかに問題点があるのではないの、テストばかりを見

てしまっているのではないの、そういう一つだったのです。だから、ここはもう少しどういった、ありきたりな答弁ではなくて、どんな芯を持ってやったのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、土屋議員からの再度の質問にお答えいたします。

昨年まではやはり私どもの教育委員会、教育委員の中でもそういった懸念があるのではないですかという話もあって、ずっとそこは勘案しまして、北海道版の公表というのは控えてきました。私のほうでいろいろと調べはしたのですけれども、公表する理由とすれば先ほど申し上げた理由なのですけれども、全道179市町村のうち3町村は北後志、3町村は本町を含めて今年度から公表、残るは全道では1自治体という形になります。各管内の教育長さん方にもいろいろお話をお聞きしました。北海道版に公表することによって何か問題が起きたかということ、そういった問題は一切生じなかったという話を伺っております。ただ、先ほどおっしゃったスポーツの得意な子、いろいろなものや分野が得意な子、それは確かにそうでしょう。それは、考えは同じくするところであります。ただ、基本となるのは義務教育時代における確かな学力を習得しなければ、子供たちが成長していく中でいろいろな場面で苦難な状況に立ち行くときもあるかもしれませんけれども、そういったときにそういった判断を誤らないような部分ではきちんと学力の向上というのは義務教育が果たすべき役割であって、学力の向上なくしてやはり私は学校教育というのは成り立たないのかなというふうに思っております。

ですから、それと公表する意味合いというのはどうなのかという質問だと思います。非公表にする意味合いということも全道、全国的にもう薄れてきたのではないかなと私は思います。先ほども申し上げましたけれども、やはり地域の方々というのは自分の住んでいる学校というのはどの程度の



学力を持っているのだろうか、何かお手伝いすることができないのだろうか、そういった部分の関心を持っていただいて、学校の力をつけていこう、そういうふうには考えて、公表に踏み切っております。それで、各学校ごとに北海道では公表するわけではなくて、市町村ごとの単位で公表しますので、個別の学校ということは公表されないわけでございますから、ましてや児童生徒が特定されるわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

**○17番（土屋美奈子君）** 確かに確かな学力をつけていくということは大切なことだと思っております。ただ、公表するということでさまざまな問題が起きているというのも事実なのです。2年前なのですけれども、福井県で県議会が福井県の教育行政の根本的見直しを求める意見書というものを採択したのです。福井県は、全国一の科目が何教科もあって、トップなのです。そこが今のやり方がおかしいという意見書を県議会が採択した。それは、その背景には学力を求める余り、日本一を何個もとっているから、だからそこに頭が行ってしまったのです。落ちるわけにいかなくなってしまって、子供たちを見られなくなった。そして、先生たちがそういった中で仕事している中で子供の声をきちんと聞くことができなくて、男の子が1人飛びおりに自殺をしたのです。それを受けて、学力だけを目指すのが教育ではないという意見書を県議会が全会一致で採択した。これも学力テストの弊害なのです。各地で何も起きていないかといったら、起きているのは間違いない。だから、そういったこともいろいろなところでさまざまなことが起きているから、もちろん教育長の言うように、確かな学力をつけていなければいけないけれども、生きる力もつけていかなければいけないし、それ以外の部分もたくさんやらなければいけないことがある。先ほど答弁でチャレンジテストをやっていると言ったけれども、チャレンジテ

ストの内容というのは北海道の教育委員会がつくった過去問を中心にしたテストでしょう。新しいことを勉強するのではないのです。テスト対策、それも多分4月の学力テストの事前に練習みたくして少し前にチャレンジテスト、チャレンジテストとやって、そして本番受けさせる。その間に本当はもっと新しい学びということをやれる時間があるかもしれないのに、テストのためにすごく時間をとって、過去のことを何回もやると。だから、そういうあり方がいいのか悪いのかということも立ちどまっている自治体も今あるのです。だから、そこら辺もしっかりと公表するという意味を考えてくれたのかどうなのか。公表、確かにレーダーチャート式だから、それほどではないかもしれないけれども、今までうちの町が公表してこなかったということに意味があって、そこをいろいろな弊害が起きていることへのしっかりとした意思をうちは持っていたのだなと思っていましたから、そういうことも頭に入れながら、全国の状況を見ながら取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、再度見解を最後お願いいたします。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、土屋議員からの再度の質問にお答えいたします。

北海道版に公表したということにつきましては、前段冒頭説明、お話をさせていただいたいろいろなことを検討して、方針を転換をさせていただいたということでございます。さまざまな地域でのいろいろな弊害があるという問題も話を伺いました。そういったものにつきましては、重々私のほうも心にとめて、今後学校教育、義務教育に邁進をしてみたいと思っております。

**○議長（中井寿夫君）** 土屋議員の発言が終わりました。

---

**○議長（中井寿夫君）** お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明13日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 3時00分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            12番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           11番    白    川    栄美子

余市町議会議員           13番    安    久    莊一郎

余市町議会議員           14番    大    物            翔